

# 給水装置工事施行指針改訂新旧対照表

令和6年8月1日改訂

技術部管路第1課

頁	新	旧
8	<p>2.2 給水装置の構造及び材質の基準（施行令第6条）</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、<b>国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）</b>で定める。</p>	<p>2.2 給水装置の構造及び材質の基準（施行令第6条）</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p>
9	<p>2.3 給水装置の材料</p> <p>2. (1) 耐圧に関する基準</p> <p>1. 給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第3号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、<b>国土交通大臣</b>が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。</p>	<p>2.3 給水装置の材料</p> <p>2. (1) 耐圧に関する基準</p> <p>1. 給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第3号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。</p>
10	<p>(2) 浸出等に関する基準</p> <p>飲用に供する水を供給する給水装置は、<b>国土交通大臣及び環境大臣</b>が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第1の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあつては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあつては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(3) 水撃限界に関する基準</p> <p>水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、<b>国土交通大臣</b>が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を0.15メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあつては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。</p>	<p>(2) 浸出等に関する基準</p> <p>飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第1の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあつては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあつては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(3) 水撃限界に関する基準</p> <p>水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を0.15メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあつては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。</p>

頁	新	旧												
11	<p>(4) 逆流防止に関する基準</p> <p>1. イ減圧式逆流防止器は、<b>国土交通大臣</b>が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、<b>国土交通大臣</b>が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3ミリメートルを越えないこと。</p> <p>(5) 耐寒に関する基準</p> <p>屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあつては、<b>国土交通大臣</b>が定める耐久に関する試験（以下「耐久性性能試験」という。）により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、<b>国土交通大臣</b>が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下20度プラスマイナス2度の温度で1時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下20度プラスマイナス2度の温度で1時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る2(1)1.に規定する性能、2(3)に規定する性能及び2(4)1.に規定する性能を有するものでなければならない。</p>	<p>(4) 逆流防止に関する基準</p> <p>1. イ減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3ミリメートルを越えないこと。</p> <p>(5) 耐寒に関する基準</p> <p>屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあつては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性性能試験」という。）により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下20度プラスマイナス2度の温度で1時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下20度プラスマイナス2度の温度で1時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る2(1)1.に規定する性能、2(3)に規定する性能及び2(4)1.に規定する性能を有するものでなければならない。</p>												
13	<p>2.4 給水装置システムの基準</p> <p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="165 1050 1111 1251"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 1050 356 1171">項 目</th> <th data-bbox="356 1050 734 1171">水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準</th> <th data-bbox="734 1050 1111 1171">給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 1171 356 1251">六価クロム化合物</td> <td data-bbox="356 1171 734 1251">六価クロムの量に関して、<b>0.002 mg/l以下</b>であること。</td> <td data-bbox="734 1171 1111 1251">六価クロムの量に関して、<b>0.02 mg/l以下</b>であること。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 <b>0.002 mg/l以下</b> であること。	六価クロムの量に関して、 <b>0.02 mg/l以下</b> であること。	<p>2.4 給水装置システムの基準</p> <p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="1184 1050 2107 1251"> <thead> <tr> <th data-bbox="1184 1050 1352 1171">項 目</th> <th data-bbox="1352 1050 1731 1171">水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準</th> <th data-bbox="1731 1050 2107 1171">給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1184 1171 1352 1251">六価クロム化合物</td> <td data-bbox="1352 1171 1731 1251">六価クロムの量に関して、<b>0.005mg/l以下</b>であること。</td> <td data-bbox="1731 1171 2107 1251">六価クロムの量に関して、<b>0.05mg/l以下</b>であること。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 <b>0.005mg/l以下</b> であること。	六価クロムの量に関して、 <b>0.05mg/l以下</b> であること。
項 目	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準												
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 <b>0.002 mg/l以下</b> であること。	六価クロムの量に関して、 <b>0.02 mg/l以下</b> であること。												
項 目	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準												
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 <b>0.005mg/l以下</b> であること。	六価クロムの量に関して、 <b>0.05mg/l以下</b> であること。												

頁	新	旧
42	水道メーターパッキン規格一覧表 (1) 小口径 (13mm～40mm) 材質 EPDMまたはNBR 硬度 HS 70±5またはHS 80±5  (2) 大口径 (50mm～150mm) 材質 EPDMまたはNBR 硬度 HS 70±5またはHS 80±5	水道メーターパッキン規格一覧表 (1) 小口径 (13mm～40mm) 材質 NBR 硬度 HS 80±5  (2) 大口径 (50mm～150mm) 材質 NBR 硬度 HS 80±5
44	<b>5.1 受水槽の設置と構造</b> 4. 給水量の制限 (2) 口径φ40mm以上のメーターが必要となる場合は、給水管に定流量弁又は流量調節弁を取り付け、過大な流量が流れないようにすること。 <b>(設計流量の1.5倍を標準とする。ただし、流量はメーターの適正使用流量範囲を超えないこと。また、管内流速は2.0m/secを超えない範囲とする。)</b>	<b>5.1 受水槽の設置と構造</b> 4. 給水量の制限 (2) 口径φ40mm以上のメーターが必要となる場合は、給水管に定流量弁又は流量調節弁を取り付け、過大な流量が流れないようにすること。 <b>(設計流量の1.5倍を標準とする。ただし、管内流速は2.0m/secを超えない範囲とする。)</b>
48	<b>図5-5 受水槽と関連装置の構造</b> 排水口空間 <b>排水管口径の2倍以上 (ただし、最小は15cm)</b>	<b>図5-5 受水槽と関連装置の構造</b> 排水口空間
58	<b>6.7 井水からの切替え</b> 5. ② <b>削除</b>	<b>6.7 井水からの切替え</b> 5. ② 採水方法は、各給水栓から毎分5Lの流量で5分間放流し、その後15分間滞留させたのちに末端給水栓から採水する。
61	<b>7.6 工事検査</b> (2)工事がしゅん工したときは、事前に自主検査を十分に行い、次に掲げる事項について検査を受けるものとする。	<b>7.6 工事検査</b> (2)工事がしゅん工したときは、事前に自主検査を十分に行い、工事検査しゅん工届を提出して次に掲げる事項について検査を受けるものとする。
68	<b>8.3 申請</b> 2. (4) <b>建築物階</b> <b>建築物階は、特別な場合を除き建築確認申請における階数とする。</b>	<b>8.3 申請</b> 2. (4) <b>建築物階</b> <b>建物の建築物階は、特別な場合を除き建築確認申請における階数とする。</b>

頁	新	旧
---	---	---

78 8.6 受水槽方式からの改造  
 3. (1)③水質試験  
 削除

101 表 11-1 直結方式

ハットシャワー#湯水混合水栓 湯水混合水栓 浄水器付き混合水栓 (Ⅱ型)			水栓名・口径を記入 第三者認証品の場合 名称・口径, 認証機関, 認証番号を記入 自己認証品の場合 名称・口径, メーカー名, 型番号, 自己 認証と記入し資料を添付
湯沸器 直結型便器			(瞬), (貯), (蔵)等の名称・品名・口径 を記入 例1)給湯器24号→(瞬)湯沸器(24号) 例2)エコキュート→(貯)湯沸器(〇〇L) 名称・口径を記入
上がり専用瞬間湯沸付ふる釜 製氷器 ウォータークーラー 自動販売機 食器洗い器 自動うがい器 太陽熱集熱器 冷温水器 解凍庫 暖房機 給湯用加圧装置 活水器 浄水器 (Ⅰ型) 歯科用ユニット 歯科用ユニットバルブ 即湯ユニット			第三者認証品の場合 名称・口径, 認証機関, 認証番号を記入 自己認証品の場合 名称・口径, メーカー名, 型番号, 自己 認証と記入し資料を添付

122 表 12-2 使用メーター覆表

日之出水道	NCP-13(沈下防止)	○	×	×	×	×	320	340	230	250	200
	NCP-20	×	○	○	×	×	396	430	256	270	237
	NCP-25	×	×	×	○	×	457	480	273	290	237

8.6 受水槽方式からの改造  
 3. (1)③水質試験  
 採水方法は, 毎分 5L の流量で 5 分間流して捨て, その後 15 分間滞留させたのち採水するものとする。

表 11-1 直結方式

ハットシャワー#湯水混合水栓 湯水混合水栓			水栓名・口径を記入
湯沸器 直結型便器 上がり専用瞬間湯沸付ふる釜 製氷器 ウォータークーラー 自動販売機 食器洗い器 自動うがい器 太陽熱集熱器 冷温水器 解凍庫 暖房機 給湯用加圧装置 活水器 浄水器 (Ⅰ, Ⅱ型) 歯科用ユニット 歯科用ユニットバルブ 即湯ユニット			(瞬), (貯), (蔵)等の名称・品名・口径 を記入 例1)給湯器24号→(瞬)湯沸器(24号) 例2)エコキュート→(貯)湯沸器(〇〇L) 名称・口径を記入 第三者認証品の場合 名称・口径, 認証機関, 認証番号を記入 自己認証品の場合 名称・口径, メーカー名, 型番号, 自己 認証と記入し資料を添付

表 12-2 使用メーター覆表

日之出水道	NCP-13(沈下防止)	○	×	×	×	×	320	340	230	250	200
	NCP-20	×	○	○	×	×	396	430	256	270	237
	NCP-25	×	×	×	○	×	457	480	273	290	237
	HJ-40	×	×	×	×	○	560	580	330	350	260

136 図12-36 上越し例

(1) 口径25mm以下

φ25PP

被覆管(φ65SGP)

再生クラッシュヤーン RC-40

松杭丸太 末口径9cm×1.8m  
(皮むきしたものを使用)

(注1)口径20mm以下はφ20mm使用のこと  
(注2)コンクリート部分は管に防食テープを巻いて保護すること  
(注3)コンクリートかどの面取りを施工すること

(2) 口径50mm

φ50HPPE

被覆管(φ100SGP)

再生クラッシュヤーン RC-40

松杭丸太 末口径9cm×1.8m  
(皮むきしたものを使用)

(注1)コンクリート部分は管に防食テープを巻いて保護すること  
(注2)コンクリートかどの面取りを施工すること

140 11. (4)耐摩板の施工範囲

あくまで離隔距離を 30cm以上確保することが原則であるが、障害物回避のため、やむを得ず、①②とも⑦での離隔距離が30cm未満の場合、①の位置で30cm以上確保できる範囲まで耐摩板を巻く。

136 図12-36 上越し例

(1) 口径25mm以下

φ25PP

被覆管(φ65SGP)

基礎栗石工

松杭丸太 末口径9cm×1.8m  
(皮むきしたものを使用)

(注1)口径20mm以下はφ20mm使用のこと  
(注2)コンクリート部分は管に防食テープを巻いて保護すること  
(注3)コンクリートかどの面取りを施工すること

(2) 口径50mm

φ50HPPE

被覆管(φ100SGP)

基礎栗石工

松杭丸太 末口径9cm×1.8m  
(皮むきしたものを使用)

(注1)コンクリート部分は管に防食テープを巻いて保護すること  
(注2)コンクリートかどの面取りを施工すること

140 11. (4)耐摩板の施工範囲

①②とも⑦での離隔距離が30cm未満の場合、①の位置で30cm以上確保できる範囲まで耐摩板を巻く。

様式  
04

### 配水管（予定）工事寄附申込書

年 月 日

(あて先)  
新潟市水道事業管理者  
〒□□□□-□□□□  
申込人住所

氏名 印

TEL ( )

下記の配水管及び附属設備については、新潟市水道局の竣工検査に合格次第寄附いたします。尚、寄附後は当該配水管及び附属設備に関する一切の権利は主張しません。

	地 内			
	口径	管種	申込時	竣工時
延長			m	m
1. 寄附財産の表示	φ			m
	φ			m
	φ			m
	φ			m
	消火栓 (管種例：HPPE、〇〇DIP、SUS)		基	基
2. 寄附理由	維持管理困難のため			
3. 添付書類	土地使用貸借契約書		有り・無し	
	更 正 図		有り・無し	
4. 竣工番号	第 号			
5. 竣工検査年月日	年 月 日			
6. 施工業者				
7. その他				

受 付	合 格						

### 配水管（予定）工事寄附申込書

年 月 日

(あて先)  
新潟市水道事業管理者  
〒□□□□-□□□□  
申込人住所

氏名 印

TEL ( )

下記の配水管及び附属設備については、新潟市水道局の竣工検査に合格次第寄附いたします。尚、寄附後は当該配水管及び附属設備に関する一切の権利は主張しません。

	地 内			
	口径	管種	申込時	竣工時
延長			m	m
1. 寄附財産の表示	φ			m
	φ			m
	φ			m
	φ			m
	消火栓 (管種例：PP、SGP-PD、K、DIP、SUS)		基	基
2. 寄附理由	維持管理困難のため			
3. 添付書類	土地使用貸借契約書		有り・無し	
	更 正 図		有り・無し	
4. 竣工番号	第 号			
5. 竣工検査年月日	年 月 日			
6. 施工業者				
7. その他				

受 付	合 格						

給水装置工事検査結果報告書兼申込書(一般住宅用) 提出 年 月 日 (あて先) 新潟市水道事業管理者				
給水装置工事申込年月日		年 月 日		
申 込 者				
工 事 場 所				
工 事 種 別		新 設 ・ 撤 去 改 造 ・	布設番号 (7ヶ表記)	第 号 第 号 ~ 号
下記の検査項目について、現地検査の結果、当該給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認しましたので竣工検査を <b>申込み</b> ます。				
指定給水装置工事業者		検査担当 給水装置工事主任技術者		
検査種別及び項目		検査の内容		適合確認月日 備考
屋外の 検査	1. 分岐部～第一止水栓	・耐圧試験により漏水の確認、指定材料の使用及び施工状況		・
	2. 水道メーター、 メーター用止水栓 逆止弁	・メーターは、逆付け、片寄りなく、水平に取り付けられていること。 ・検針、取替に支障のないこと。 ・止水栓の操作に支障のないこと。 ・止水栓及び逆止弁は、逆付け及び傾きがないこと。		・ ・ ・ ・
	3. 埋 設 深 さ	・所定の深さが確保されていること。		・
	4. 管 延 長	・竣工図面と整合すること。		・
	5. 覆 類	・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。		・
	6. 止 水 栓	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。		・
配 管	1. 配 管	・延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。 ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされていること。 ・クロスコネクションがなされていないこと。		・ ・ ・ ・ ・ ・
	2. 接 合	・適切な接合が行われていること。		・
	3. 管 種	・性能基準適合品の使用を確認すること。		・
	給 水 用 具	・性能基準適合品の使用を確認すること。		・
	2. 接 続	・適切な接合が行われていること。		・
	受水槽	3. 吐水口空間の測定		・吐水口と越流面との位置関係の確認を行うこと。 mm
機 能 検 査		・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。		・
耐 圧 試 験		・一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けのないことを確認すること。		・
水 質 の 確 認		・臭気、異物、残留塩素の有無。		・ mg/l
需要者への情報提供				
路面復旧状況 (写真提出)				
受 付 番 号		年度	復旧年月日	年 月 日 予定 年 月 日 施工
水道局記入欄	(備考)			確 認 印
	残塩 月 日 mg/l			

給水装置工事検査結果報告書兼申込書(一般住宅用) 提出 年 月 日 (あて先) 新潟市水道事業管理者				
給水装置工事申込年月日		年 月 日		
申 込 者				
工 事 場 所				
工 事 種 別		新 設 ・ 撤 去 改 造 ・	布設番号 (7ヶ表記)	第 号 第 号 ~ 号
下記の検査項目について、現地検査の結果、当該給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認しましたので竣工検査を <b>申請</b> します。				
指定給水装置工事業者		検査担当 給水装置工事主任技術者		
検査種別及び項目		検査の内容		適合確認月日 備考
屋外の 検査	1. 分岐部～第一止水栓	・耐圧試験により漏水の確認、指定材料の使用及び施工状況		・
	2. 水道メーター、 メーター用止水栓 逆止弁	・メーターは、逆付け、片寄りなく、水平に取り付けられていること。 ・検針、取替に支障のないこと。 ・止水栓の操作に支障のないこと。 ・止水栓及び逆止弁は、逆付け及び傾きがないこと。		・ ・ ・ ・
	3. 埋 設 深 さ	・所定の深さが確保されていること。		・
	4. 管 延 長	・竣工図面と整合すること。		・
	5. 覆 類	・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。		・
	6. 止 水 栓	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。		・
配 管	1. 配 管	・延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。 ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされていること。 ・クロスコネクションがなされていないこと。		・ ・ ・ ・ ・ ・
	2. 接 合	・適切な接合が行われていること。		・
	3. 管 種	・性能基準適合品の使用を確認すること。		・
	給 水 用 具	・性能基準適合品の使用を確認すること。		・
	2. 接 続	・適切な接合が行われていること。		・
	受水槽	3. 吐水口空間の測定		・吐水口と越流面との位置関係の確認を行うこと。 mm
機 能 検 査		・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。		・
耐 圧 試 験		・一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けのないことを確認すること。		・
水 質 の 確 認		・臭気、異物、残留塩素の有無。		・ mg/l
需要者への情報提供				
路面復旧状況 (写真提出)				
受 付 番 号		年度	復旧年月日	年 月 日 予定 年 月 日 施工
水道局記入欄	(備考)			確 認 印
	残塩 月 日 mg/l			

様式  
07

<b>給水装置工事検査結果報告書兼申込書（共同住宅用）</b>				提出	年 月 日	
(あて先)						
新潟市水道事業管理者						
給水装置工事申込年月日		年 月 日				
申 込 者						
工 事 場 所						
工 事 種 別		新 設 ・ 撤 去 改 造 ・ (第2種住宅)	布設番号(7ヶ表記) (設備番号)	第 号 第 号 ~	第 号	
下記の検査項目について、現地検査の結果、当該給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認しましたので竣工検査を <b>申込み</b> ます。但し、第2種共同住宅はメーター及びメーター前後の管種、給水用具の適合確認とする。						
指定給水装置工事業者		検査担当 給水装置工事主任技術者				
検査種別及び項目		検査の内容			適合確認月日	備考
屋外の 検査	1. 分岐部～第一止水栓	・耐圧試験により漏水の確認、指定材料の使用及び施工状況			-	
	2. 水道メーター、 メーター用止水栓、 逆止弁	・メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。 ・検針、取替に支障のないこと。 ・止水栓の操作に支障のないこと。 ・止水栓及び逆止弁は、逆付け及び傾きがないこと。			-	
	3. 埋 設 深 さ	・所定の深さが確保されていること。			-	
	4. 管 延 長	・竣工図面と整合すること。			-	
	5. 覆 類	・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。			-	
	6. 止 水 栓	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。			-	
	7. パイプシャフト	・布設番号(白フタ)または設備番号(青フタ)がすぐ確認できること。 ・パイプシャフト内の構造は防水、排水に必要な措置を講ずること。 ・当局が指定するメーターバックシン(平面座)を使用すること。 ・メーター及び上下流の配管に凍結防止の措置が講じられていること。			-	
配 管	1. 配 管	・延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。 ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされていること。			-	
	2. 接 合	・適切な接合が行われていること。			-	
	3. 管 種	・性能基準適合品の使用を確認すること。			-	
	4. クロスコネクション	・井戸配管などクロスコネクションがなされていないこと。			-	
	5. 共同住宅のメータ 動作確認	・他メーターとの誤配管を確認するため全戸を止水し一戸ごと通水し水とお湯の 全給水装置より出水状況とメーターの動作確認をする。確認後、止水する。			-	
給 水 用 具	1. 給 水 用 具	・性能基準適合品の使用を確認すること。			-	
2. 接 続	・適切な接合が行われていること。			-		
受水槽	3. 吐水口空間の測定	・吐水口と越流面との位置関係の確認を行うこと。(貯水槽施設検査票の提出)			-	mm
増圧 ポンプ (直結増圧方式のみ)	4. 圧 力 設 定	・吐出圧力 ポンプ自動停止圧力(1次側停止圧力) 7m ポンプ自動復帰圧力10m (増圧ポンプ・減圧式逆流防止器チェックリストの提出)			-	
機 能 検 査	・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の 吐水量、動作状態などについて確認すること。			-		
耐 圧 試 験	・一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。			-		
水 質 の 確 認	・臭気、異物、残留塩素の有無。			-	mg/l	
需要者への情報提供 ・定期点検が必要である給水用具について定期点検の重要性と定期点検時期等を説明すること。						
路面復旧状況 (写真提出)		・仮復旧年月日	年 月 日	・本復旧年月日	年 月 日	予定 年 月 日 施工
水道局 記入欄	受付番号	年度		確認 印	残塩 月 日 mg/l	
	(備考)					

<b>給水装置工事検査結果報告書兼申込書（共同住宅用）</b>				提出	年 月 日	
(あて先)						
新潟市水道事業管理者						
給水装置工事申込年月日		年 月 日				
申 込 者						
工 事 場 所						
工 事 種 別		新 設 ・ 撤 去 改 造 ・ (第2種住宅)	布設番号(7ヶ表記) (設備番号)	第 号 第 号 ~	第 号	
下記の検査項目について、現地検査の結果、当該給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認しましたので竣工検査を <b>申込み</b> ます。但し、第2種共同住宅はメーター及びメーター前後の管種、給水用具の適合確認とする。						
指定給水装置工事業者		検査担当 給水装置工事主任技術者				
検査種別及び項目		検査の内容			適合確認月日	備考
屋外の 検査	1. 分岐部～第一止水栓	・耐圧試験により漏水の確認、指定材料の使用及び施工状況			-	
	2. 水道メータ、 メータ用止水栓、 逆止弁	・メータは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。 ・検針、取替に支障のないこと。 ・止水栓の操作に支障のないこと。 ・止水栓及び逆止弁は、逆付け及び傾きがないこと。			-	
	3. 埋 設 深 さ	・所定の深さが確保されていること。			-	
	4. 管 延 長	・竣工図面と整合すること。			-	
	5. 覆 類	・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。			-	
	6. 止 水 栓	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。			-	
	7. パイプシャフト	・布設番号(白フタ)または設備番号(青フタ)がすぐ確認できること。 ・パイプシャフト内の構造は防水、排水に必要な措置を講ずること。 ・当局が指定するメーターバックシン(平面座)を使用すること。 ・メータ及び上下流の配管に凍結防止の措置が講じられていること。			-	
配 管	1. 配 管	・延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。 ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされていること。			-	
	2. 接 合	・適切な接合が行われていること。			-	
	3. 管 種	・性能基準適合品の使用を確認すること。			-	
	4. クロスコネクション	・井戸配管などクロスコネクションがなされていないこと。			-	
	5. 共同住宅のメータ 動作確認	・他メーターとの誤配管を確認するため全戸を止水し一戸ごと通水し水とお湯の 全給水装置より出水状況とメータの動作確認をする。確認後、止水する。			-	
給 水 用 具	1. 給 水 用 具	・性能基準適合品の使用を確認すること。			-	
2. 接 続	・適切な接合が行われていること。			-		
受水槽	3. 吐水口空間の測定	・吐水口と越流面との位置関係の確認を行うこと。(貯水槽施設検査票の提出)			-	mm
増圧 ポンプ (直結増圧方式のみ)	4. 圧 力 設 定	・吐出圧力 ポンプ自動停止圧力(1次側停止圧力) 7m ポンプ自動復帰圧力10m (増圧ポンプ・減圧式逆流防止器チェックリストの提出)			-	
機 能 検 査	・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メータ経由の確認及び給水用具の 吐水量、動作状態などについて確認すること。			-		
耐 圧 試 験	・一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。			-		
水 質 の 確 認	・臭気、異物、残留塩素の有無。			-	mg/l	
需要者への情報提供 ・定期点検が必要である給水用具について定期点検の重要性と定期点検時期等を説明すること。						
路面復旧状況 (写真提出)		・仮復旧年月日	年 月 日	・本復旧年月日	年 月 日	予定 年 月 日 施工
水道局 記入欄	受付番号	年度		確認 印	残塩 月 日 mg/l	
	(備考)					

様式  
08  
表面

様式-1 (表面)

受付印

受 付 番 号

年 月 日																	
中高層直結給水事前協議書																	
(あて先) 新潟市水道事業管理者																	
申 込 者 ( 所 有 者 )																	
郵便番号 □□□-□□□□																	
住 所																	
氏 名																	
T E L																	
印																	
下記の建物について直結給水を行いたいので、事前協議を <b>申込ます</b> 。																	
工 事 場 所																	
建 築 物 名 称																	
給 水 方 式	<input type="checkbox"/> 直結直圧 ( 階～ 階) <input type="checkbox"/> 直結増圧 ( 階～ 階) <input type="checkbox"/> 受 水 槽 ( 階～ 階)																
増圧給水設備設置猶予	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない																
建築物の概要	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">建 築 物</td> <td> <input type="checkbox"/>新築    <input type="checkbox"/>既設 (各戸検針<input type="checkbox"/>あり<input type="checkbox"/>なし)  <input type="checkbox"/>木造・<input type="checkbox"/>コンクリート造・<input type="checkbox"/>その他(    )]]                 </td> </tr> <tr> <td>給 水 装 置</td> <td><input type="checkbox"/>新設    <input type="checkbox"/>既設</td> </tr> <tr> <td>工事着工予定日</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>給水開始予定日</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>建 築 物 階</td> <td>階</td> </tr> <tr> <td>給 水 階</td> <td>階</td> </tr> <tr> <td>建 物 用 途</td> <td>                     ・<input type="checkbox"/>専用住宅                    ・<input type="checkbox"/>事務所(店舗)等併用住宅                      ・<input type="checkbox"/>共同住宅( 戸)                ・<input type="checkbox"/>事務所(店舗)ビル( 室)                      ・<input type="checkbox"/>共同住宅( 戸)と事務所(店舗)( 室)併用ビル                      ・<input type="checkbox"/>その他(                    )                 </td> </tr> <tr> <td>入館(検針)規制</td> <td><input type="checkbox"/>規制なし・<input type="checkbox"/>鍵が必要・<input type="checkbox"/>暗証番号が必要</td> </tr> </table>	建 築 物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設 (各戸検針 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 木造・ <input type="checkbox"/> コンクリート造・ <input type="checkbox"/> その他(    )]]	給 水 装 置	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設	工事着工予定日	年 月	給水開始予定日	年 月	建 築 物 階	階	給 水 階	階	建 物 用 途	・ <input type="checkbox"/> 専用住宅                    ・ <input type="checkbox"/> 事務所(店舗)等併用住宅 ・ <input type="checkbox"/> 共同住宅( 戸)                ・ <input type="checkbox"/> 事務所(店舗)ビル( 室) ・ <input type="checkbox"/> 共同住宅( 戸)と事務所(店舗)( 室)併用ビル ・ <input type="checkbox"/> その他(                    )	入館(検針)規制	<input type="checkbox"/> 規制なし・ <input type="checkbox"/> 鍵が必要・ <input type="checkbox"/> 暗証番号が必要
	建 築 物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設 (各戸検針 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 木造・ <input type="checkbox"/> コンクリート造・ <input type="checkbox"/> その他(    )]]															
	給 水 装 置	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設															
	工事着工予定日	年 月															
	給水開始予定日	年 月															
	建 築 物 階	階															
	給 水 階	階															
	建 物 用 途	・ <input type="checkbox"/> 専用住宅                    ・ <input type="checkbox"/> 事務所(店舗)等併用住宅 ・ <input type="checkbox"/> 共同住宅( 戸)                ・ <input type="checkbox"/> 事務所(店舗)ビル( 室) ・ <input type="checkbox"/> 共同住宅( 戸)と事務所(店舗)( 室)併用ビル ・ <input type="checkbox"/> その他(                    )															
入館(検針)規制	<input type="checkbox"/> 規制なし・ <input type="checkbox"/> 鍵が必要・ <input type="checkbox"/> 暗証番号が必要																
計画使用水量	一日最大使用水量    m <sup>3</sup> /日, 瞬時最大流量    ℓ/min																
分岐口径	配水管口径    mm × 分岐管口径    mm																
ポンプ型式	メーカー名                    , 型式名																
ポンプ仕様	ポンプ口径    mm , 最大給水量    ℓ/min																
建 築 高	建築高さ    m , 最高水栓高さ    m (前面道路から)																
添 付 書 類	位置図(付近見取図), 建築物の平面図, 構造図, 水理計算書																
協議書作成者	TEL																

様式-1 (表面)

受付印

受 付 番 号

年 月 日																	
中高層直結給水事前協議書																	
(あて先) 新潟市水道事業管理者																	
( 申 請 者 )																	
郵便番号 □□□-□□□□																	
住 所																	
氏 名																	
T E L																	
印																	
下記の建物について直結給水を行いたいので、事前協議を申請します。																	
工 事 場 所																	
給 水 方 式	<input type="checkbox"/> 直結直圧 ( 階～ 階) <input type="checkbox"/> 直結増圧 ( 階～ 階) <input type="checkbox"/> 受 水 槽 ( 階～ 階)																
増圧給水設備設置猶予	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない																
建築物の概要	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">建 築 物</td> <td> <input type="checkbox"/>新築    <input type="checkbox"/>既設 (各戸検針<input type="checkbox"/>あり<input type="checkbox"/>なし)  <input type="checkbox"/>木造・<input type="checkbox"/>コンクリート造・<input type="checkbox"/>その他(    )]]                 </td> </tr> <tr> <td>給 水 装 置</td> <td><input type="checkbox"/>新設    <input type="checkbox"/>既設</td> </tr> <tr> <td>工事着工予定日</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>給水開始予定日</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>建 築 物 階</td> <td>階</td> </tr> <tr> <td>給 水 階</td> <td>階</td> </tr> <tr> <td>建 物 用 途</td> <td>                     ・<input type="checkbox"/>専用住宅                    ・<input type="checkbox"/>事務所(店舗)等併用住宅                      ・<input type="checkbox"/>共同住宅( 戸)                ・<input type="checkbox"/>事務所(店舗)ビル( 室)                      ・<input type="checkbox"/>共同住宅( 戸)と事務所(店舗)( 室)併用ビル                      ・<input type="checkbox"/>その他(                    )                 </td> </tr> <tr> <td>入館(検針)規制</td> <td><input type="checkbox"/>規制なし・<input type="checkbox"/>鍵が必要・<input type="checkbox"/>暗証番号が必要</td> </tr> </table>	建 築 物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設 (各戸検針 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 木造・ <input type="checkbox"/> コンクリート造・ <input type="checkbox"/> その他(    )]]	給 水 装 置	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設	工事着工予定日	年 月	給水開始予定日	年 月	建 築 物 階	階	給 水 階	階	建 物 用 途	・ <input type="checkbox"/> 専用住宅                    ・ <input type="checkbox"/> 事務所(店舗)等併用住宅 ・ <input type="checkbox"/> 共同住宅( 戸)                ・ <input type="checkbox"/> 事務所(店舗)ビル( 室) ・ <input type="checkbox"/> 共同住宅( 戸)と事務所(店舗)( 室)併用ビル ・ <input type="checkbox"/> その他(                    )	入館(検針)規制	<input type="checkbox"/> 規制なし・ <input type="checkbox"/> 鍵が必要・ <input type="checkbox"/> 暗証番号が必要
	建 築 物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設 (各戸検針 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 木造・ <input type="checkbox"/> コンクリート造・ <input type="checkbox"/> その他(    )]]															
	給 水 装 置	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設															
	工事着工予定日	年 月															
	給水開始予定日	年 月															
	建 築 物 階	階															
	給 水 階	階															
	建 物 用 途	・ <input type="checkbox"/> 専用住宅                    ・ <input type="checkbox"/> 事務所(店舗)等併用住宅 ・ <input type="checkbox"/> 共同住宅( 戸)                ・ <input type="checkbox"/> 事務所(店舗)ビル( 室) ・ <input type="checkbox"/> 共同住宅( 戸)と事務所(店舗)( 室)併用ビル ・ <input type="checkbox"/> その他(                    )															
入館(検針)規制	<input type="checkbox"/> 規制なし・ <input type="checkbox"/> 鍵が必要・ <input type="checkbox"/> 暗証番号が必要																
計画使用水量	一日最大使用水量    m <sup>3</sup> /日, 瞬時最大流量    ℓ/min																
分岐口径	配水管口径    mm × 分岐管口径    mm																
ポンプ型式	メーカー名                    , 型式名																
ポンプ仕様	ポンプ口径    mm , 最大給水量    ℓ/min																
建 築 高	建築高さ    m , 最高水栓高さ    m (前面道路から)																
添 付 書 類	位置図(付近見取図), 建築物の平面図, 構造図, 水理計算書																
協議書作成者	TEL																

頁	新	旧
様式 08 裏面	<p>様式-1 (裏面)</p> <p>中高層直結給水の留意事項</p> <p>1 利用者への周知 下記について承諾し、利用者等に周知徹底しておいて下さい。</p> <p>(1) 計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用が出来なくなること。 (2) 停電、故障等により増圧ポンプが停止し、断水及び濁水が生じる場合があること。 (3) 計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えの際に、断水すること。 (4) 入館制限のある建物で、検針及び閉開栓業務で、水道局の職員が入館することがあること。 (5) 直結と受水槽を併用する建物では、給水方式の異なる部屋では料金の算定方式が異なること。</p> <p>2 断水時の対応について 計画的な断水及び緊急的な断水における増圧ポンプの停止、復旧等の保守管理は申込者(所有者)の責任において行うこと。</p> <p>3 直結増圧給水に係る事項</p> <p>(1) 増圧ポンプ設置の猶予措置を受けた場合について 将来、配水管の圧力低下で出水不良等が生じた場合は、所有者の負担にて速やかに増圧ポンプを設置しなければなりません。</p> <p>(2) 定期点検について 増圧ポンプの機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、1年に1回の定期点検を行う必要があります。</p> <p>4 修繕区分 宅地内第1止水栓から下流側について、漏水等の不具合が発生した場合は、水道局の指示に従い申込者または管理責任者の責任において、すみやかに適切な措置をとる必要があります。</p> <p>5 入館制限 水道局が行う水量・水圧等の調査には協力して下さい。なお、建物への入館制限を設ける場合は、水道メーターの取り替え及び計量業務に支障のないようあらかじめ鍵又は暗証番号の提示が必要です。</p> <p>6 総代人について 共同住宅等で使用者が複数となる場合は、総代人の選定をお願いします。</p> <p>7 所有者又は総代人の変更について 直結増圧給水装置(増圧ポンプ設置を猶予された場合を含む。)の所有者又は総代人を変更するときは、変更後の所有者、又は総代人に上記事項を継承するとともに、変更届を提出して下さい。</p> <p>8 条件承諾書 中高層直結給水装置設置条件承諾書を給水装置工事申込書に添付して下さい。</p>	<p>様式-1 (裏面)</p> <p>中高層直結給水の留意事項</p> <p>1 利用者への周知 下記について承諾し、利用者等に周知徹底しておいて下さい。</p> <p>(1) 計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用が出来なくなること。 (2) 停電、故障等により増圧ポンプが停止し、断水及び濁水が生じる場合があること。 (3) 計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えの際に、断水すること。 (4) 入館制限のある建物で、検針及び閉開栓業務で、水道局の職員が入館することがあること。 (5) 直結と受水槽を併用する建物では、給水方式の異なる部屋では料金の算定方式が異なること。</p> <p>2 直結増圧給水に係る事項</p> <p>(1) 増圧ポンプ設置の猶予措置を受けた場合について 将来、配水管の圧力低下で出水不良等が生じた場合は、所有者の負担にて速やかに増圧ポンプを設置しなければなりません。</p> <p>(2) 定期点検について 増圧ポンプの機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、1年に1回の定期点検を行う必要があります。</p> <p>3 修繕区分 宅地内第1止水栓から下流側について、漏水等の不具合が発生した場合は、水道局の指示に従い申込者または管理責任者の責任において、すみやかに適切な措置をとる必要があります。</p> <p>4 入館制限 水道局が行う水量・水圧等の調査には協力して下さい。なお、建物への入館制限を設ける場合は、水道メーターの取り替え及び計量業務に支障のないようあらかじめ鍵又は暗証番号の提示が必要です。</p> <p>5 総代人について 共同住宅等で使用者が複数となる場合は、総代人の選定をお願いします。</p> <p>6 所有者又は総代人の変更について 直結増圧給水装置(増圧ポンプ設置を猶予された場合を含む。)の所有者又は総代人を変更するときは、変更後の所有者、又は総代人に上記事項を継承するとともに、変更届を提出して下さい。</p> <p>7 条件承諾書 中高層直結給水装置設置条件承諾書を給水装置工事申込書に添付して下さい。</p>

頁	新	旧
様式 09 表面	<p>様式-3 (表面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">中高層直結給水装置設置条件承諾書</p> <p>(あて先) 新潟市水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">       申込者 住所        (所有者) 氏名 印     </p> <p style="text-align: center;">       [ 総代人 住所 ]        氏名 印     </p> <p>直結給水装置の申請にあたり、下記の条件を承諾し適正に管理することを承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 使用者への周知 下記について承諾し、使用者等に周知徹底します。</p> <p>(1) 計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用が出来なくなること。        (2) 停電、故障等により増圧ポンプが停止し、断水及び濁水が生じる場合があること。        (3) 計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えの際に、断水すること。        (4) 定期的及び臨時的な水道メーター計量業務並びに水道メーター閉鎖検査業務等を実施する必要性から、入館規制のある建物についてはその入館について、水道局に許可を与えてあること。        (5) 同一建物において二種類以上の異なる給水方式を用いる場合、または、メーター口径が個々の部屋において料金計算方式が異なる場合があること。</p> <p>2 断水時の対応について 計画的な断水及び緊急的な断水における増圧ポンプの停止、復旧等の保守管理は申込者の責任において行うこと。</p> <p>3 直結増圧給水に係る事項</p> <p>(1) 増圧ポンプ設置の猶予措置を受けた場合について 将来、配水管の圧力低下で出水不良等が生じた場合は、申込者(所有者)の負担にて速やかに増圧ポンプを設置します。また、水圧低下により損害が生じて、申込者(所有者)の責任で処理し、水道局にご迷惑をおかけしません。</p> <p>(2) 定期点検について 増圧ポンプの機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、1年以内ごとに1回の定期点検を行い、保守点検契約の写しを提出します。また、保守点検契約を変更したときは速やかに新保守点検契約の写しを提出します。</p>	<p>様式-3 (表面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">中高層直結給水装置設置条件承諾書</p> <p>(あて先) 新潟市水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">所有者 住所 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">[ 総代人 住所 ] 氏名 印</p> <p>直結給水装置の申請にあたり、下記の条件を承諾し適正に管理することを承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 使用者への周知 下記について承諾し、使用者等に周知徹底します。</p> <p>(1) 計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用が出来なくなること。        (2) 停電、故障等により増圧ポンプが停止し、断水及び濁水が生じる場合があること。        (3) 計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えの際に、断水すること。        (4) 定期的及び臨時的な水道メーター計量業務並びに水道メーター閉鎖検査業務等を実施する必要性から、入館規制のある建物についてはその入館について、水道局に許可を与えてあること。        (5) 同一建物において二種類以上の異なる給水方式を用いる場合、または、メーター口径が個々の部屋において料金計算方式が異なる場合があること。</p> <p>2 直結増圧給水に係る事項</p> <p>(1) 増圧ポンプ設置の猶予措置を受けた場合について 将来、配水管の圧力低下で出水不良等が生じた場合は、所有者の負担にて速やかに増圧ポンプを設置します。また、水圧低下により損害が生じて、申請者の責任で処理し、水道局にご迷惑をおかけしません。</p> <p>(2) 定期点検について 増圧ポンプの機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、1年以内ごとに1回の定期点検を行い、保守点検契約の写しを提出します。また、保守点検契約を変更したときは速やかに新保守点検契約の写しを提出します。</p> <p>(3) 損害の補償について 増圧ポンプの設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道局若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。</p>

頁	新	旧
様式 09 裏面	<p>様式-3（裏面）</p> <p>(3) 損害の補償について 増圧ポンプの設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道局若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。</p> <p>4 修繕区分 申込者または管理責任者は給水装置を善良な管理義務をもって行い、宅地内第1止水栓から下流側について、漏水等の不具合が発生した場合は、水道局の指示に従い申込者または管理責任者の責任においてすみやかに適切な措置をとります。</p> <p>5 水道メーター計量等に係る事項 建物への入館制限を設けた場合は、水道メーター取り替え業務及び計量業務等に支障のないよう事前に水道局に鍵又は暗証番号等の提示をします。また、変更があった場合も同様とします。</p> <p>6 総代人等の変更届 給水装置の所有者又は総代人を変更するときは、変更後の所有者又は総代人にこの装置が条件付きものであることを熟知させたいえ、水道局に書面で届けます。</p> <p>7 関係法令の遵守 上記各項の他、取扱いに必要な事項は、水道法及び新潟市給水条例などの関係法令を遵守して施行いたします。</p> <p>8 紛争の解決 上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、紛争等が生じた場合については、当事者間で解決し、水道局に一切迷惑をかけません。</p> <p>9 その他 水道局が行う水量・水圧等の調査の際には協力します。</p>	<p>様式-3（裏面）</p> <p>3 修繕区分 申込者または管理責任者は給水装置を善良な管理義務をもって行い、宅地内第1止水栓から下流側について、漏水等の不具合が発生した場合は、水道局の指示に従い申込者または管理責任者の責任においてすみやかに適切な措置をとります。</p> <p>4 水道メーター計量等に係る事項 建物への入館制限を設けた場合は、水道メーター取り替え業務及び計量業務等に支障のないよう事前に水道局に鍵又は暗証番号等の提示をします。また、変更があった場合も同様とします。</p> <p>5 総代人等の変更届 給水装置の所有者又は総代人を変更するときは、変更後の所有者又は総代人にこの装置が条件付きものであることを熟知させたいえ、水道局に書面で届けます。</p> <p>6 関係法令の遵守 上記各項の他、取扱いに必要な事項は、水道法及び新潟市給水条例などの関係法令を遵守して施行いたします。</p> <p>7 紛争の解決 上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、紛争等が生じた場合については、当事者間で解決し、水道局に一切迷惑をかけません。</p> <p>8 その他 水道局が行う水量・水圧等の調査の際には協力します。</p>

頁	新	旧
様式 10	<p>様式-4</p> <p>既設設備を切り替えて給水装置として 再使用する場合の確認書</p> <p>(あて先) 新潟市水道事業管理者</p> <p>(申込者) 住 所</p> <p>氏 名 印</p> <p>申込みにあたり、既設設備を直結給水装置に切替える場合、以下について承諾したことを確認します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 既設設備の確認 既設設備の再利用に際しては、申込者及び契約した指定給水装置工事事業者において使用されている材料、給水器具について十分な調査を行い「給水装置の構造及び材質の基準」(平成9年3月19日厚生省令第14号)に適合していない材料については、取り替えます。</li> <li>2 工事完了後の漏水、水質について 既設設備の使用による漏水事故、また既設設備に起因する水質について問題が生じた場合は申込者の責任において解決し、水道局の指示に従い速やかに改善を行います。</li> <li>3 継承について 所有者を変更した場合は、上記第2項を継承します。</li> </ol>	<p>様式-4</p> <p>既設設備を切り替えて給水装置として 再使用する場合の確認書</p> <p>(あて先) 新潟市水道事業管理者</p> <p>(申請者) 住 所</p> <p>氏 名 印</p> <p>申請にあたり、既設設備を直結給水装置に切替える場合、以下について承諾したことを確認します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 既設設備の確認 既設設備の再利用に際しては、申請者及び契約した指定給水装置工事事業者において使用されている材料、給水器具について十分な調査を行い「給水装置の構造及び材質の基準」(平成9年3月19日厚生省令第14号)に適合していない材料については、取り替えます。</li> <li>2 工事完了後の漏水、水質について 既設設備の使用による漏水事故、また既設設備に起因する水質について問題が生じた場合は申請者の責任において解決し、水道局の指示に従い速やかに改善を行います。</li> <li>3 継承について 所有者を変更した場合は、上記第2項を継承します。</li> </ol>

様式  
11

年 月 日

### 貯水槽施設検査票

建築物名称				新設 改造
所在地				布設番号 (7ケタ表記) 第 号
建築物規模	地上 階	地下 階	指定給水装置工事事業者	
受水槽	設置場所	材質	有効容量	
申込者	住所			給水装置工事主任技術者
	氏名			

  

検査事項	項目	審査	検査	特記事項
吐水口空間	吐水口空間が適切に確保されているか			
水槽周辺の状態	点検空間の確保 (上部 1m, 周辺 60cm)			
	水槽上部に汚水管等ないか			
	水槽周辺の清潔さ			
	漏水や亀裂はないか			
水槽外部の状態	水槽に隙間等ないか			
	電極部や揚水管等の固定状況はよいか			
水槽内部の状態	給水管以外の管が接続されていないか			
マンホールの状態	施錠の状況はよいか			
	立上げ状況はどうか(10cm 以上)			
	防水密閉性はどうか			
オーバーフロー管の状態	排水口空間が確保されているか			
	管端部の形状は下向きか			
	防虫網の取付け状況は良いか			
通気管の状態	防虫網の取付け状況は良いか			
	管端部の形状は下向きか			
	通気笠は容易に外れないか			
水抜管の状態	排水口空間が確保されているか			

  

	審 査	検 査

年 月 日

### 貯水槽施設検査票

建築物名称				新設 改造
所在地				布設番号 (7ケタ表記) 第 号
建築物規模	地上 階	地下 階	指定給水装置工事事業者	
受水槽	設置場所	材質	有効容量	
申請者	住所			給水装置工事主任技術者
	氏名			

  

検査事項	項目	審査	検査	特記事項
吐水口空間	吐水口空間が適切に確保されているか			
水槽周辺の状態	点検空間の確保 (上部 1m, 周辺 60cm)			
	水槽上部に汚水管等ないか			
	水槽周辺の清潔さ			
	漏水や亀裂はないか			
水槽外部の状態	水槽に隙間等ないか			
	電極部や揚水管等の固定状況はよいか			
水槽内部の状態	給水管以外の管が接続されていないか			
マンホールの状態	施錠の状況はよいか			
	立上げ状況はどうか(10cm 以上)			
	防水密閉性はどうか			
オーバーフロー管の状態	排水口空間が確保されているか			
	管端部の形状は下向きか			
	防虫網の取付け状況は良いか			
通気管の状態	防虫網の取付け状況は良いか			
	管端部の形状は下向きか			
	通気笠は容易に外れないか			
水抜管の状態	排水口空間が確保されているか			

  

	審 査	検 査

頁	新	旧																																																																																																																
様式 14	<p>年 月 日</p> <p>直結増圧ポンプ } 定期点検報告書 減圧式逆流防止器 }</p> <p>(あて先) 新潟市水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">設置者 (所有者)</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;">布設番号 (7ヶ表記)</td> <td style="width: 15%;">第</td> <td style="width: 15%;">号</td> <td style="width: 15%;">建築物名称</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>給水装置 設置場所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">管 理 者</td> <td>住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">点検委託 業 者</td> <td>住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ポンプメーカー</td> <td colspan="2"></td> <td>型式・口径</td> <td></td> </tr> <tr> <td>逆流防止器メーカー</td> <td colspan="2"></td> <td>型式・口径</td> <td></td> </tr> <tr> <td>点 検 日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>不備の有無</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	布設番号 (7ヶ表記)	第	号	建築物名称		給水装置 設置場所					管 理 者	住 所				氏 名				電 話				点検委託 業 者	住 所				氏 名				電 話				ポンプメーカー			型式・口径		逆流防止器メーカー			型式・口径		点 検 日	年	月	日	不備の有無	備 考					<p>年 月 日</p> <p>直結増圧ポンプ } 定期点検報告書 減圧式逆流防止器 }</p> <p>(あて先) 新潟市水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">設置者 (所有者)</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;">布設番号 (7ヶ表記)</td> <td style="width: 15%;">第</td> <td style="width: 15%;">号</td> <td style="width: 15%;">建物名称</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">管 理 者</td> <td>住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">点検委託 業 者</td> <td>住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ポンプメーカー</td> <td colspan="2"></td> <td>型式・口径</td> <td></td> </tr> <tr> <td>逆流防止器メーカー</td> <td colspan="2"></td> <td>型式・口径</td> <td></td> </tr> <tr> <td>点 検 日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>不備の有無</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	布設番号 (7ヶ表記)	第	号	建物名称		設置場所					管 理 者	住 所				氏 名				電 話				点検委託 業 者	住 所				氏 名				電 話				ポンプメーカー			型式・口径		逆流防止器メーカー			型式・口径		点 検 日	年	月	日	不備の有無	備 考				
布設番号 (7ヶ表記)	第	号	建築物名称																																																																																																															
給水装置 設置場所																																																																																																																		
管 理 者	住 所																																																																																																																	
	氏 名																																																																																																																	
	電 話																																																																																																																	
点検委託 業 者	住 所																																																																																																																	
	氏 名																																																																																																																	
	電 話																																																																																																																	
ポンプメーカー			型式・口径																																																																																																															
逆流防止器メーカー			型式・口径																																																																																																															
点 検 日	年	月	日	不備の有無																																																																																																														
備 考																																																																																																																		
布設番号 (7ヶ表記)	第	号	建物名称																																																																																																															
設置場所																																																																																																																		
管 理 者	住 所																																																																																																																	
	氏 名																																																																																																																	
	電 話																																																																																																																	
点検委託 業 者	住 所																																																																																																																	
	氏 名																																																																																																																	
	電 話																																																																																																																	
ポンプメーカー			型式・口径																																																																																																															
逆流防止器メーカー			型式・口径																																																																																																															
点 検 日	年	月	日	不備の有無																																																																																																														
備 考																																																																																																																		

頁	新	旧																																								
様式 15	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"> <b>直結増圧ポンプ</b> } 定期点検業者選任届  <b>減圧式逆流防止器</b> }         </p> <p>(あて先) 新潟市水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">設置者(所有者)</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">次のとおり定期点検業者を選任(変更)しましたので届出します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">給水装置 設置場所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建築物名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">管 理 者<sup>注)</sup></td> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 話</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">点検委託業者</td> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 話</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">注) 管理者は、建物設備一般を管理する業者もしくは団体(組合)等を含む。</p>	給水装置 設置場所			建築物名称			管 理 者 <sup>注)</sup>	住 所		氏 名		電 話		点検委託業者	住 所		氏 名		電 話		<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"> <b>直結増圧ポンプ</b> } 定期点検業者選任届  <b>減圧式逆流防止器</b> }         </p> <p>(あて先) 新潟市水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">設置者(所有者)</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">次のとおり定期点検業者を選任(変更)しましたので届出します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">設置場所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">管 理 者<sup>注)</sup></td> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 話</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">点検委託業者</td> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 話</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">注) 管理者は、建物設備一般を管理する業者もしくは団体(組合)等を含む。</p>	設置場所			建物名称			管 理 者 <sup>注)</sup>	住 所		氏 名		電 話		点検委託業者	住 所		氏 名		電 話	
給水装置 設置場所																																										
建築物名称																																										
管 理 者 <sup>注)</sup>	住 所																																									
	氏 名																																									
	電 話																																									
点検委託業者	住 所																																									
	氏 名																																									
	電 話																																									
設置場所																																										
建物名称																																										
管 理 者 <sup>注)</sup>	住 所																																									
	氏 名																																									
	電 話																																									
点検委託業者	住 所																																									
	氏 名																																									
	電 話																																									



頁	新	旧
様式 20	<p>様式-3</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書</p> <p>(あて先) 新潟市水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">申込者 住所 (所有者)</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p>水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の条件を承諾し適正に管理することを承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害・その他正当な理由（配水管事故時、水道施設の工事等）によって、一時的な断水や水圧低下などにより、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、水道局に一切迷惑をかけません。</li> <li>2 水道直結式スプリンクラー設備の、火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても、水道局に一切迷惑をかけません。 また、設備の非作動等が生じることの無いよう、日常の保守点検及び修理等の維持管理に努めます。</li> <li>3 水道直結式スプリンクラー設備の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道局若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。</li> <li>4 水道直結式スプリンクラー設備が設置された部屋を賃貸する場合は、本設備は条件付きであることを賃借人に熟知させます。</li> <li>5 本設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲渡人に継承いたします。</li> </ol>	<p>様式-3</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書</p> <p>(あて先) 新潟市水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">所有者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p>水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の条件を承諾し適正に管理することを承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害・その他正当な理由（配水管事故時、水道施設の工事等）によって、一時的な断水や水圧低下などにより、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、水道局に一切迷惑をかけません。</li> <li>2 水道直結式スプリンクラー設備の、火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても、水道局に一切迷惑をかけません。 また、設備の非作動等が生じることの無いよう、日常の保守点検及び修理等の維持管理に努めます。</li> <li>3 水道直結式スプリンクラー設備の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道局若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。</li> <li>4 水道直結式スプリンクラー設備が設置された部屋を賃貸する場合は、本設備は条件付きであることを賃借人に熟知させます。</li> <li>5 本設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲渡人に継承いたします。</li> </ol>

